



## 平成30年度第1回相談員連絡会を開催しました

7月2日（月）、平成30年度第1回目のえんくるり事業相談員連絡会を開催し、県内の社会福祉施設法人、市町村社会福祉協議会の相談・支援担当者約50名にご参加いただきました。

第1回目の今回は、境港市役所福祉課の遠藤氏から「生活保護制度の実際と支援事例～えんくるり事業に期待すること～」について講義をいただきました。現在、総合相談を受ける中には、既に公的な支援に繋がっている事例もあり、生活保護制度はえんくるり事業との連携の必要性が非常に高い制度・施策といえます。今回は、生活保護制度の基本的な考え方を学ぶとともに、本事業との関連を実際の支援事例をもとにお話いただきました。その上で、本事業の良さや本質、さらには事業が内包する副作用や行政側から本事業に期待することについてお話をいただきました。実際にケースワーカーとして支援している方の本音も垣間見ることができる貴重な機会となりました。



続いて、参画施設法人より、これまでの取組みを通じた事例を提供いただきグループでの検証を行いました。

1例目は、鳥取県厚生事業団の島崎氏から「生活保護受給者であり、えんくるり事業の現物給付にはつながらなかったケース」を提供していただきました。生活保護受給者への現物給付は要綱上、対象となりませんが、そこで総合相談を断るのではなく状況をきちんと把握して、その人の支援や利用可能な手立てはないかと考え、他機関と協働して対応された事例でした。

2例目は、鳥取こども学園の竹本氏から「施設法人の役割として関係性があり、相談者のSOSに答えるために、えんくるり事業の現物給付を行ったケース」を提供していただきました。自施設の利用者だけでなく、元利用者やその家族にも視野を広げることでSOSが出せない状況にある方の存在に気づき、また、これまで緊急時に対応できなかったケースにも現物給付を活用して支援を実施することができた事例でした。



相談員はケースワーカーのように調査権や指導権限を持たないため、支援を判断する基準や根拠に悩むことが多いと思います。今回の提供者のお二人も判断に悩まれていました。相談を受けた時には、まずはお話をしっかりと聞き、相談者の置かれている状況や困りごと、緊急性の有無を確認することが必要です。また、相談者本人にもこれまでの自身の状況を理解してもらい、生活の立て直しや解決に向けた意識づけを持ってもらうことが大切だと思います。

生計困難者に対する支援には、対人援助としてケアワークや感情労働が内包されており、時間や労力がかかり、身体的、精神的な負担は大きなものになります。今回のグループ協議では他機関と課題解決に向け知恵を出し合う姿が多く見られました。相談員の皆さまには、相談を受けた際には1人で悩むのではなく、今回のように関係機関と連携し、支援の方策を検討していただくようお願いいたします。

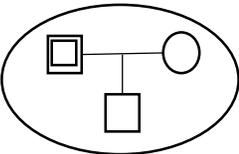
事例を提供いただきました2名の方、ご参加いただきました相談員の皆さま、ありがとうございました。



# 事例紹介

## 収入が不安定な世帯の 生活の安定に向けた支援

※ケースは特定されないよう、一部改編しています。

対象者の状況	世帯状況	支援の内容
健康状態:良 収入:不安定 仕事:自営業 障がい等:なし	本人(30代男性) 妻、子(小学生) ※家族以外、誰も頼る人がいない。 	転居のための敷金 46,800円

### 生活状況と支援の経過

- ・本人自らが相談に来所。
- ・家族に妻(不慮の事故により入院中)、小学生の子どもがいる。
- ・本人は、知人と共同し季節や天候に左右されやすい業種の自営業を営んでおり、好調な時には十分な現金収入があるものの、無計画な使い方をしており家計は不安定である。
- ・自宅を仕事の事務所代わりにし、インターネットで仕事を受注しているため、住居の確保は本人にとって死活問題である。
- ・事情により1か月後には公営住宅に転居することになったが、税金の滞納が解消されないと入居できないため、手持ち資金を充てた。現在はオフシーズンのため収入がなく、限られた時間の中では入居に必要な費用全てを工面することができず、敷金の支払ができる見込みがない。
- ・妻、子どもの状況及び翌月には経済的に自立できる収入が見込めることを踏まえ、入居に必要な費用の不足分を支援することにした。

### 今後の課題

#### ○安定した収入を確保できるような就労支援(妻の退院後の就労支援)と収入の計画的な利用についての助言

本人の収入は現金払いであり、使い方は荒く、貯蓄もこれまでできていません。本人の仕事は季節や天候に左右されやすい業種のため、安定した収入は難しいからこそ計画的な貯蓄や使い方がポイントとなります。また、妻には必要があれば退院後に就労支援を行うことも検討しています。

#### ○退去時の敷金の扱い方

敷金とは賃貸物件に入居する際に必要となる費用であり、通常、退去時に借主に返還となります。今回の場合も退去の際には相談者本人に返還となります。

※えんくるり事業は、貸付ではなく現物給付による経済的援助としています。今回の場合、支援時は緊急性が高かったですが、収入を得るようになり生活が立て直せたなら、支援の中で本人に返金を促していくことも必要ではないかと考えています。

また、事前に本事業の趣旨、財源等にも相談者に説明を行ってから支援を行うことに留意していただくように合わせてお願いします。

(参考:実際に本人の意思による返還は平成29年度に3件ありました。)

～引き続き多くの法人のご参画をお待ちしています～

詳しくは  
クリック!

★鳥取県社会福祉協議会のホームページもご覧ください★

- 参加社会福祉法人の一覧を掲載しています。
- 各種様式・運営のガイドラインもご参考ください。

